

税務証明申請の際の本人確認にご協力をお願いします

「なりすまし」による第三者からの虚偽の申請による証明書の不正取得を防止し、町民のみなさまの個人情報を守るため、平成 26 年 6 月より税務証明申請の際に本人確認を実施します。

対象となる申請

- 所得・課税証明書
- 納税証明書（車検用の軽自動車納税証明書を除く）
- 固定資産税に関する証明、閲覧 等

本人確認の方法

窓口にてこられた方の本人確認書類を提示いただきます。

窓口で提示いただくもの（本人確認書類）

- 運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降の発行のもの）
- 旅券（パスポート）
- 戦傷病者手帳、身障者手帳、療育手帳
- 写真付き住民基本台帳カード 等

以下のものは、2 点以上の提示が必要な場合があります

- 健康保険、介護保険の被保険者証
- 国民年金手帳
- 年金証書
- 住民基本台帳カード（写真なし）
- 市区町村が発行した医療証
- 学生証、会社の身分証明書 等

代理人の方が申請に来られる場合

代理人による請求は、請求者（代理人）の本人確認書類に加え、本人が作成した委任状（代理人選任届等）の提出が必要となります。法人に係る証明証等で、申請書に社印または代表者の押印がある場合は、委任状は省略できます。

また、同一世帯者による請求で、使用目的・提出先がわかる書類があれば、委任状の提出は省略できる場合があります。